

りそな企業年金研究所

りそな年金 F A X 情報



《厚生年金基金関連》

平成23年6月28日

最低責任準備金の将来予測に用いる利回りについて

積立水準の回復計画における最低責任準備金の将来予測に用いる利回りは、厚生年金基金財政運営基準により、以下の①②のうちいずれか小さいものを下回らないものとする旨が定められています。

- ① 回復計画作成時における直近過去5事業年度の厚生年金本体運用利回り実績の平均（零を下回る場合は、当該実績に基づき合理的に見込まれる率）
- ② 政府の厚生年金保険事業の財政の現況及び見通し（法第2条の4第1項）における運用利回り

これに関して、仮に平成22年度の厚生年金本体運用利回りが▲0.3%（弊社推計値）となった場合には、①における5年平均が零を下回ることとなるため、今般信託協会から厚生労働省に対し、その場合の取扱いについて確認しましたので、主な内容をご案内します。（平成22年度の厚生年金本体運用利回りの確定値によっては、①における5年平均が零を上回ることも考えられます。）

確認結果

《①における5年平均が零を下回る場合に当該実績に基づき合理的に見込まれる率の取扱い》

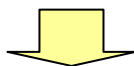
- ・ 一律に適用するものではなく、各基金で合理的な率を見込む。
- ・ 実績の平均である零を下回る率を用いることおよび零を用いることは不可。
- ・ 過去5事業年度の実績の平均以外の率（例えば過去3事業年度の実績の平均等）を用いることは可能。
- ・ 過去5事業年度の実績の平均（端数処理前）が0.000%以上0.005%未満であり、百分率（%）で小数点以下第3位を四捨五入すると0.00%となる場合も、零を用いることは不可。
- ・ 上記以外の明確な基準はなく、例えば過去5事業年度の実績の平均が仮に0.01%であれば0.01%をそのまま使用できることとの比較の観点から、当該平均が零以下となった場合に0.01%を超える率を使用することを避けるため0.01%を使用することも可能と考えられるが、使用する率については各基金が適切に判断することとされた。

例：平成 22 年度の厚生年金本体運用利回りが▲0.3%（弊社推計値）の場合

【厚生年金本体運用利回り】

年度	18	19	20	21	22
利回り	3.10%	▲3.54%	▲6.83%	7.54%	▲0.3% (見込み)

5 年平均
▲ 0.006%



【合理的に見込まれる率として使用できない率】

- ✓ ▲0.006%
- ✓ 0%

【合理的に見込まれる率として使用できると考えられる率の例】

- ✓ 過去 3 事業年度の実績の平均（約 0.14%）
- ✓ 0.01%

<ご照会先> りそな銀行 年金信託部 東京 03-6704-3211 大阪 06-6268-1834

以上